

「防災ラジオ」の試験放送 **FM76.1MHz**

毎月 1日・午後6時35分頃 (元日を除く)

15日・午後0時45分頃

試験放送の前にエフエム上越 (FM局76.1MHz) の受信状況を確認しましょう。問合せは危機管理課 (☎025-526-5111、内線1734)

知って おきたい
あれこれ満載の掲示板

情報ファイル

Information File



要援護世帯の除雪費を支援

屋根、玄関前、下ろした屋根雪、車庫、納屋などを自力で除雪することが難しい世帯で、一定の要件を満たす場合は、業者などに除雪を依頼する費用の一部を助成します。お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談してください。なお、民生委員・児童委員が状況確認のため訪問する場合があります。

▼助成上限額：多雪区域6万5000円、その他の区域4万1000円

▼問合せ：高齢者支援課 (☎025-526-5111、内線1153) または各総合事務所

税・保険料の納期

納入期限	10月31日
市・県民税 (第3期)	
国民健康保険税 (第4期)	
後期高齢者医療保険料 (第4期)	
介護保険料 (第7期)	
国民年金保険料 (後期前納・9月分)	

土地に関する手続きをお忘れなく

■一定条件を満たす土地取引には届出が必要です

国土利用計画法 (以下、国土法) および公有地の拡大の推進に関する法律 (以下、公拡法) では、一定条件を満たす土地取引を行う場合、届出をすることが義務付けられています。忘れずに手続きをお願いします。

○届出が必要な土地取引

区分	国土法の届出	公拡法の届出 ※
取引面積		
市街化区域内	2,000㎡以上	5,000㎡以上
市街化調整区域内	5,000㎡以上	該当しない
非線引き都市計画区域	5,000㎡以上	10,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上	該当しない
取引形態	売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済など	土地を有償で譲渡しようとする場合
届出義務者	権利取得者 (買主)	権利譲渡者 (売主)
届出期限	契約締結日から2週間以内	契約する日の3週間以上前まで
提出・問合せ先	企画政策課 (☎025-526-5111、内線1453)	都市整備課 (☎025-526-5111、内線1374)

※公拡法では、上記の要件のほか、都市計画法で決められた道路、公園などの施設の予定区域内にある土地を有償で譲渡しようとする場合も届出が必要となることがあります。

■一定規模以上の開発行為には事前協議が必要です

▶問合せ…企画政策課 (☎025-526-5111、内線1453)

市の土地利用に沿った開発を促進し、均衡ある発展や良好な環境の保全に寄与するための「上越市大規模開発行為の適正化に関する条例」に基づき、一定規模以上の開発行為は、市と事前に協議が必要です。

○協議の必要な開発行為

事業の区分	面積の区分		
	都市計画区域		都市計画区域外
	用途地域	用途地域以外の地域	
1 宅地の造成 (2から5までに定める事業を目的とするものを除く)	対象外	対象外	3,000㎡
2 ごみ処理施設または産業廃棄物の処理施設の設置	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
3 一般廃棄物の最終処分場または産業廃棄物の最終処分場の設置	すべて対象	すべて対象	すべて対象
4 スポーツ施設またはレクリエーション施設の設置	対象外	1,000㎡	1,000㎡
5 砂利、岩石、土等の採取	対象外	1,000㎡	1,000㎡

※上記の表に該当する開発行為であっても、都市計画法に基づく開発許可申請や新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱に基づく協議が必要となる開発行為などは、協議が不要となる場合があります。

■新潟県地価調査結果

平成30年度の地価調査結果を9月19日に公表しました。

公表結果は、市企画政策課や県庁のほか、県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp>) で公表しています。また、国土交通省ホームページ (<http://tochi.mlit.go.jp>) では、全国の地価調査結果が確認できます。